

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱

平成20年7月15日 制定
平成21年7月15日一部改正
平成22年7月15日一部改正
平成23年7月15日一部改正
平成24年6月11日一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(目 的)

第1条

全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)は、燃料価格の高騰に鑑み、都道府県トラック協会(以下「県ト協」という。)会員のトラック運送事業者(以下「会員事業者」という。)と会員事業者を主軸として構成されるトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会(以下「組合・連合会」という。)が、低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むため設置する自家用燃料供給施設等に対し、自家用燃料供給施設整備支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付し、会員事業者並びに組合・連合会の経営安定に資することを目的とする。

(助成金交付対象事業)

第2条 助成金交付対象事業は以下のとおりとする。

1. 軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替を行い、市町村(各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証(平成24年4月1日～7月16日〔第1期公募期間前日〕まで)の交付を受けたもの。
2. 平成24年4月1日以降に軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替の工事施工契約を行い、かつ平成24年7月17日～平成25年1月31日までに市町村より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受けるもの。

なお、次に掲げた事業については、本助成事業の対象外とする。

1. 軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
2. 自家用目的以外の転売・貸与する軽油供給施設の新設
3. 既存の軽油専用タンクの修復
4. 中古品またはリース購入による軽油専用タンクを利用した新設

(助成対象者)

第3条

1. 助成対象者は、会員事業者および会員事業者を主軸として構成される組合・連合会であることとする。
2. 会員事業者(グループ会社、系列会社等を含む)、組合・連合会による交付申請は1施設・1基1回限りとする。

なお、過去に同事業による助成金の交付を受けた会員事業者(グループ会社、

系列会社等を含む)、組合・連合会については、助成対象外とする。

(助成金交付額)

第4条 助成金交付額は、以下の通りとする。

軽油供給施設の新設(設置1箇所分のみ) 100万円

軽油専用タンクの増設、増設を伴う代替(1基分のみ) 30万円

※ただし、第1期の公募期間内に申請が予算総額を超過した際は、
1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

(予算総額)

第5条

予算総額を3,000万円とする。

(助成申請・公募期間)

第6条

平成24年7月17日(火)～平成24年7月31日(火)までとする。ただし、第1期の公募期間内に助成金交付が予算総額に達しない場合は、別途公募期間を設けることとし、全ト協は速やかにその旨を県ト協、日本貨物運送協同組合連合会(以下「日貨協連」という)に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条

1. 会員事業者が本助成金の交付を受けようとするときは、様式1-1の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」に必要書類を添えて、県ト協へ提出する。
2. 会員事業者が平成24年4月1日～7月16日〔第1期公募期間前日〕までに市町村(各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証を受けた施設について本助成金の交付を受けようとするときは、様式1-2の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請・実績報告書」に必要書類を添えて、県ト協へ提出する。
3. 県ト協は、会員事業者から第1項の申請があったときは、様式2-1の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」に第1項に係る書類の写しを添えて、全ト協へ提出する。
4. 県ト協は、会員事業者から第2項の申請があったときは、様式2-2の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請・実績報告書」に第2項に係る書類の写しを添えて、全ト協へ提出する。
5. 組合・連合会が助成金の交付を受けようとするときは、様式3-1の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書(組合・連合会用)」に必要書類を添えて、全ト協へ提出する。

6. 組合・連合会が平成24年4月1日～7月16日〔第1期公募期間前日〕までに市町村(各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証を受けた施設について本助成金の交付を受けようとするときは、様式3-2の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請・実績報告書(組合・連合会用)」に必要書類を添えて、全ト協に提出する。

(緊急時における対応)

第8条

本事業の助成対象となった会員事業者および組合・連合会は、第7条に基づく交付申請時に、様式4「緊急時における軽油供給対応に係る誓約書」を会員事業者は県ト協に、組合・連合会は全ト協に提出し、緊急時において県ト協および全ト協から燃料供給要請があった場合、速やかに対応するよう務めなければならない。

(交付決定)

第9条

1. 全ト協は、前条の3または4、および5または6の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式5-1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付決定通知書」により県ト協または組合・連合会に速やかに通知する。
2. 第1項の通知を受けた県ト協は、事業者に対し、様式5-2「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付決定通知書」により速やかに通知する。
3. 全ト協は第1項および2項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第10条

1. 会員事業者は、第7条の1に基づき、事業者の自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、速やかに、様式6-1「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」に必要書類を添えて、県ト協に提出する。
2. 県ト協は、前項に基づく書類を受領したときは、速やかに、様式6-2「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」に第1項に係る書類の写しを添えて、全ト協に提出する。
3. 協同組合・連合会は、第7条の5に基づき、自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、速やかに、様式6-3「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書(組合・連合会用)」に必要書類を添えて、全ト協に提出する。

(助成金の交付)

第11条

1. 全ト協は、第7条の4、第7条の6「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請・

実績報告書」、および第10条の2、第10条の3「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、適正と認めたときは、会員事業者による施設の場合は県ト協に対して、協同組合・連合会による施設の場合は協同組合・連合会に対して、それぞれ助成金を交付する。

2. 前項の助成金交付は、原則として全ト協が前条の実績報告書を受領した翌月末日とする。
3. 会員事業者への助成金の交付は、県ト協を通じて行うものとし、県ト協は、全ト協からの助成金入金後、速やかに会員事業者への助成金の交付を行わなければならない。

(財産処分の禁止)

第12条

会員事業者及び組合・連合会は、助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「財産処分」という。)を禁止する。

(助成金の返戻)

第13条

1. 第12条に定める財産処分が1年以内に行われた時は、会員事業者は速やかに様式7-1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱第12条の財産処分に係る返戻届出書」で県ト協に届出を行い、交付された助成金を県ト協に全額返戻しなければならない。
2. 県ト協は、会員事業者から様式7-1を受領したときは、様式7-2「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱第12条の財産処分に係る返戻届出書」で全ト協に届出を行い、交付された助成金を全額返戻しなければならない。
3. 組合・連合会が第12条による財産処分を行うときは、全ト協に様式6-3「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱第12条の財産処分に係る返戻届出書」で届出を行い、全ト協に対し交付された助成金を返戻しなければならない。

(その他必要な事項)

第13条

この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関するその他の必要事項は、全ト協が定める。

(附則)

本要綱は平成24年6月11日から適用する。

**自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱
実施細目**

平成 2 4 年 6 月 1 1 日
公益社団法人 全日本トラック協会

この実施細目は自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱に定める助成の取扱い等の細目について定める。

(申請・実績報告の必要書類)

第 1 条 「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第 7 条の 1 および 5 に添付する必要書類は、以下に示すとおりとする。

- (1) 施設工事契約書(写)または注文書・注文請書(写)
- (2) 危険物取扱所の設置許可申請書(写)または変更許可申請書(写)

2 「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第 7 条の 2 および 6 に添付する必要書類は、以下に示すとおりとする。

- (1) 施設工事契約書(写)または注文書・注文請書(写)
- (2) 危険物取扱所の設置許可申請書(写)または変更許可申請書(写)
- (3) 施設整備に伴う以下の図面等(写)
 - ① 危険物取扱所の全体概要図
 - ② 危険物取扱所の全体平面図(タンク容量・油種を記載したもの)
 - ③ 危険物取扱所全体の立面図
 - ④ 危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図
- (4) 施設工事費用請求書および明細書(写)
- (5) 危険物取扱所の完成検査済証(写)
- (6) 工事施工前、施工中、完成後の写真(それぞれ施設全体が把握できるもの)

第 2 条 「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第 1 0 条の 1 および 3 に添付する必要書類は、以下に示すとおりとする。

- (1) 施設整備に伴う以下の図面等(写)
 - ① 危険物取扱所の全体概要図
 - ② 危険物取扱所の全体平面図(タンク容量・油種を記載したもの)
 - ③ 危険物取扱所全体の立面図
 - ④ 危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図
- (2) 施設工事費用請求書および明細書(写)
- (3) 危険物取扱所の完成検査済証(写)
- (4) 工事施工前、施工中、完成後の写真(それぞれ施設全体が把握できるもの)

以上